

香川県暴走族等の追放に関する条例

目的

第1条 この条例は、暴走族等の追放に関し、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を助長する行為等の規制その他の必要な措置を講ずることにより、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって県民生活の安全と平穩の確保及び少年の健全な育成を図ることを目的とする。

定義

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 暴走族等 暴走族及び暴走行為等を行う者をいう。
- 2 暴走族 暴走行為を行うことを目的として結成された集団をいう。
- 3 暴走行為等 暴走行為及び迷惑走行をいう。
- 4 暴走行為 次に掲げる行為をいう。
 - イ 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第68条の規定に違反する行為
 - ロ 法第71条第5号の3の規定に違反する行為
- 5 迷惑走行 公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由がないのに、公衆に不安又は迷惑を覚えさせるような方法で、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に旋回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させる行為をいう。
- 6 公共の場所 道路、公園、広場、ふ頭その他の公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。
- 7 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- 8 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 9 少年 20歳に満たない者をいう。
- 10 保護者 少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者をいう。

適用上の注意

第3条

この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

県の責務

第4条

県は、暴走族等の追放に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町、国その他関係する団体との連携を図るものとする。

県民の責務

第5条

県民は、県が実施する暴走族等の追放に関する施策に協力するよう努めなければならない。

保護者の責務

第6条

保護者は、その監護に係る少年が暴走族に加入すること又は暴走行為等を行うことのないよう指導するとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱するよう指導しなければならない。

学校関係者等の責務

第7条

学校又は職場の関係者その他少年の育成に携わるものは、相互に連携し、その職務又は活動を通じて、暴走族等の追放の促進に努めなければならない。

事業者の責務

第 8 条

自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。

- 2 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、外観上明らかに暴走行為等に使用されるおそれがあると認められる自動車等（以下「改造車」という。）を運転している者に対し燃料を販売することにより暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。
- 3 衣服、はちまき、旗等（以下「衣服等」という。）に刺しゅう又は印刷（以下「刺しゅう等」という。）をすることを業とする者は、その事業活動において、衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誇示する文字、図形又は模様を刺しゅう等を行うことにより暴走行為等を助長することのないよう努めなければならない。

公共の場所の管理者の責務

第 9 条

公共の場所（道路を除く。）の管理者は、その管理する場所において迷惑走行が行われること及び当該場所に暴走族が改造車を準備して集合することを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

道路の管理者の責務

第 10 条

道路の管理者は、常習的に暴走行為が行われていると認める道路について、当該暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

施策の実施方針

第 11 条

知事は、暴走族等のいないまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、暴走族等の追放に関する施策の実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

- 2 実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 暴走族等の追放の促進に係る啓発活動及び県民意識の高揚に関する事項
 - 2 暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する事項
 - 3 暴走族等の追放に関する施策を実施することが特に必要であると認められる地域に関する事項
 - 4 その他暴走族等の追放に関し必要な事項
- 3 知事は、実施方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

少年等への援助

第 1 2 条

公安委員会は、少年、保護者等から暴走族への加入の防止又は暴走族からの離脱に関し援助を受けたい旨の申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な援助を行うことができる。

保護者への要請

第 1 3 条

警察署長は、暴走族に加入している少年の保護者に対し、当該少年が暴走族から離脱するよう指導することを要請することができる。

事業者等への協力依頼

第 1 4 条

公安委員会は、暴走族等の追放の促進に関し必要な限度において、事業者、学校又は職場の関係者その他少年の育成に携わるもの、公共の場所の管理者その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

暴走行為の予備的行為の禁止

第 1 5 条

何人も、暴走行為を行う目的で、改造車を準備して、又はその準備があることを知って、公共の場所に集合してはならない。

- 2 警察官は、前項の規定に違反する行為をしていると疑うに足りる相当な理由のある者に対し、当該現場において、必要な警告を発することができる。

できる。

暴走行為の強制等の禁止

第16条

何人も、少年に対し、暴走行為を行うよう強制し、又は勧誘してはならない。

暴走行為者へのあおり行為の禁止

第17条

2人以上の者が公共の場所で暴走行為を見物している場合において、当該見物をしている者は、暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り若しくは旗、木刀その他これらに類するものを振ること又は花火、爆竹その他これらに類するものを使用することにより、現に暴走行為を行う者をあおってはならない。

重点禁止区域の指定

第18条

公安委員会は、前条に規定するあおり行為を特に禁止する必要があると認める区域を、重点禁止区域として指定するものとする。

2 公安員会は、前項の規定により重点禁止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

迷惑走行の禁止

第19条

何人も、迷惑走行を行ってはならない。

委任

第20条

この条例の施行に関し必要な事項は、公安員会規則で定める。

罰則

第 2 1 条

第 1 6 条の規定に違反して暴走行為(第 2 条第 4 号イに掲げる行為に限る。以下同じ。)を行うよう強制し、又は勧誘した者は、6 月以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

- 2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 2 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1 0 万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

- 1 重点禁止区域において第 1 7 条の規定に違反して暴走行為を行う者をあつた者
- 2 第 1 9 条の規定に違反した者
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 3 条

第 1 6 条の規定に違反して暴走行為を行うように強制し、又は勧誘した者は、当該少年の年齢を知らないことを理由として、第 2 1 条の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

附則

この条例は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。